

入札公告

このことについて、次のとおり条件付一般競争入札（電子入札）を実施するので、地方自治法施行令第167条の6の規定により公告する。

令和6年6月25日

宮崎市上下水道事業管理者

上下水道局長 下郡 嘉浩

1 工事等

- (1) 工事名 合流地区管渠改築工事（6－2工区）
- (2) 工事場所 宮崎市丸山二丁目外
- (3) 工期 令和7年1月31日
- (4) 予定価格 事後公表（入札受付締切後に入札情報サービスシステムにて公表する）
- (5) 適用制度 低入札価格調査制度

※本工事は、「調査基準価格」及び「失格基準価格」を設定する工事です。  
当該制度の運用基準及び価格の算定方法等については、「宮崎市低入札価格調査制度及び最低制限価格制度実施要綱」をご覧ください。

調査対象者（失格基準価格による失格者を除く調査基準価格を下回った入札を行った者をいう。）がいる場合は、落札決定を保留し、低入札価格調査を実施した上で、落札候補者を決定するものとします。

- (6) 業種 下水道管渠維持補修工事

- (7) 工事概要
- No. 3 □1810×1610  
管路延長 L=50.4m 更生延長 L=48.5m
- No. 4 □1800×1270  
管路延長 L=75.9m 更生延長 L=75.9m
- No. 5 □1420×1280  
管路延長 L=72.2m 更生延長 L=72.2m

- (8) 建設リサイクル法 非対象

- (9) 契約番号 50060

- (10) 契約番号 本工事は、週休2日工事の試行対象工事（発注者指定型）である。  
試行実施要領は、宮崎市ホームページから入手すること。

- 2 参加資格要件
- 下記URLから、当該案件の業種／ランクについて、条件付一般競争入札における【業種別参加資格要件】を参照すること  
[https://www.city.miyazaki.miyazaki.jp/fs/7/9/9/7/7/1/\\_/799771.pdf](https://www.city.miyazaki.miyazaki.jp/fs/7/9/9/7/7/1/_/799771.pdf)

- 3 本工事に関する担当課 上下水道局 下水道整備課

4 入札手続等

- (1) 設計図書等の配布 入札情報サービスシステムからダウンロードすること
- (2) 設計図書等に関する質疑
- ① 提出期限 公告日から入札締切日の4日前の正午まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
  - ② 提出先 工事担当課
  - ③ 質疑に関する回答 入札締切日の2日前までに行う。なお、質疑事項と回答は、入札情報サービスシステムに掲載する。
- (3) 現場説明会 無

5 入札参加申込 入札への参加をもって申込とする。

6 入札の日程等

(1) 入札期間【電子入札】

	期間・期日等	留意事項
入札書受付期間	令和6年7月16日 午前7時から 令和6年7月17日 午前11時00分まで	入札書には工事費内訳書を必ず添付すること。

(2) 予定価格の公表日時 令和6年7月17日 午後1時  
入札情報サービスシステムにおいて公表する。なお、時間については前後することがある。

(3) 予定価格に関する質疑

- ① 提出期限 令和6年7月19日 正午
- ② 提出先 工事担当課
- ③ 質疑に関する回答 令和6年7月24日 まで  
質疑を提出した者又は入札者全員に回答する。但し、質疑回答日は質疑の提出状況や内容により延伸する場合がある。

(4) 開札日時

	日時	場所
予定価格に関する質疑がない場合	令和6年7月19日 14時50分	宮崎市役所 契約課 第1入札室
予定価格に関する質疑がある場合	入札情報サービスシステムにおいて別途通知する	

(5) その他

入札の無効	① 宮崎市財務規則（平成元年規則第1号。以下「規則」という。）第125条に規定する場合のほか、入札時点において入札参加資格の無い者のした入札は無効とする。 ② 工事費内訳書の添付がない入札は無効とする。
入札保証金	規則第122条第2項第2号の規定により、免除とする。

7 落札者の決定方法

落札者の決定方法	規則第127条に規定する予定価格の制限の範囲内で、低入札価格調査制度の基準を満たした価格をもって入札した者のうち、最低価格で入札した者を落札候補者とし、市長が落札候補者に競争入札参加資格があると認めた場合に落札者として決定する。 但し、落札者決定の時点で、参加資格要件にある手持制限の金額を超えた者は落札者とししない。
提出書類	・落札候補者の入札参加資格の施工実績の確認資料 ※市で実績が確認できない場合のみ ・低入札調査対象者は低入札価格調査に関する資料
提出期限	開札日の翌日から3日以内

8 契約及び支払い

契約保証金	契約保証金の取扱いは、規則第105条の規定による。		
支払条件	前払金・中間前払金 有	部分払0回	完成払

9 掲示場所及び期間

掲示場所	〒880-8505 宮崎市橘通西一丁目1番1号 宮崎市 総務部 契約課内 TEL 0985 - 21 - 1725 FAX 0985 - 23 - 5517
	〒880-8507 宮崎市鶴島三丁目252番地 宮崎市上下水道局掲示場（上下水道局正門横） 問合せ先 管理部総務課 TEL 0985 - 26 - 7506 FAX 0985 - 24 - 1047
掲示期間	公告の日から下記掲示終了日まで ※ただし、総務部契約課における掲示の閲覧は、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

掲示終了日 令和6年8月8日